

公 示

聖 隷 健 康 保 険 組 合
理事長 青木 善治
(公印省略)

当組合の規約の一部を下記のように改訂し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
なお、改訂するものについてのみ下記に記載し、改訂しないものについては、記載を省略する。

記

1. 第 34 条を次のように改める。
(常務理事及びその職務)
第 34 条 (略)
② 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

1. 第 49 条を次のように改める。
(予備費の費途)
第 49 条 一般勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1.(略)
 - 2.納付金
 - 3～7(略)

1. 第 51 条を次のように改める。
(準備金以外の積立金の保有方法)
第 51 条 準備金以外の積立金は、前条第 1 項第 1 号から第 10 号までの方法により保有しなければならない。

以上